

◎手数料の徴収（収納）事務を委託しています。

市では、下記の手数料の徴収（収納）事務を委託していますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により公表します。

**【委託事務】** 三沢交流広場使用料の徴収事務

**【委託先】** 公益社団法人 沼田市シルバー人材センター

**【委託期間】** 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで